議案番号	件名
提案課名	内容
議案第36号	三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
	【改正趣旨】 住民基本台帳等への旧氏の併記を可能とする住民基本台帳法施行 令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うため、当該条例の一部 を改正しようとするもの。 【関係法令】 住民基本台帳法施行令
市民課	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律施行令
	【改正内容】  1 氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができることとし、これに伴い印鑑登録証明書への記載の手続きについても所要の規定を設ける。  2 その他所要の規定の整備を行う。
	【施行期日】 令和元年 10 月 1 日